

子ども医療費助成制度の拡充を求める意見書

我が国の少子化に歯止めがかからない中、若い世代が経済的な心配をせずに子どもを産み育てられる環境づくりが切実に求められています。なかでも、子どもの医療費は子育て世代にとって負担が大きく、その軽減は急務であり、親の経済状況に左右されることなく未来を担うすべての子どもたちが必要な医療を受けられることが重要です。

子ども医療費助成制度は、現在、すべての都道府県が域内の市町村に何らかの補助を行い、多くの市町村がそれに上乗せして子どもの医療費を助成しています。しかし、厳しい財政状況のもと、地方単独事業であることから、助成の対象年齢や自己負担額などについては自治体間格差が生じていることは、厚生労働省の「乳幼児等医療費に対する援助の実施状況」からも明らかです。

また、国は地方が単独で行っているこの医療費助成制度について、自己負担の減額を行うことによって医療費の増大につながっているとし、国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置を行ってきましたが、地方が要望を重ねた結果、平成30年4月に未就学児の医療費助成成分に限り、これが廃止されました。しかし、中学校卒業や高校卒業までの医療費助成を行っている自治体が圧倒的多数であり、少子化対策にも逆行することからも、この減額調整措置は就学後についても全廃することが求められています。経済的な理由によらず等しく医療を受けられる権利は、全国どこに住んでいる子どもであっても、当然に保障されなければなりません。

よって、国においては、子どもの命と健康を守り、健やかな育ちを保障するために、次の施策を実現することを強く要請します。

- 1 国の責任において、すべての子どもを対象にした医療費助成制度を早期に実現すること。
- 2 子ども医療費助成制度に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置は全廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月21日

伊万里市議会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
財務大臣 様
厚生労働大臣 様